

大阪中央労働基準監督署発表
令和7年3月26日（水）

大阪中央労働基準監督署
電話 06-7669-8726

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

（エレベーターの設置に際して法定の製造許可を受けなかった疑い）

令和7年3月26日、大阪中央労働基準監督署（署長 渡邊和美）は、下記のとおり、アイニチ株式会社ほか3名を労働安全衛生法違反の疑いで大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

（1）アイニチ株式会社（以下「被疑会社A」という。）

所在地 大阪府大阪市東成区深江南

事業内容 昇降機的设计・施工・販売及び保守等を行う事業

（2）上記（1）の取締役B（以下「被疑者B」という。）

（3）エムケイプラン有限会社（以下「被疑会社C」という。）

所在地 大阪府松原市大堀

事業内容 昇降機的设计・施工・販売及び保守等を行う事業

（4）上記（3）の代表取締役D（以下「被疑者D」という。）

2 違反条文

労働安全衛生法違反

同法第37条第1項

同法別表第一

労働安全衛生法施行令第1条第9号

労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号

クレーン等安全規則第138条第1項

同法第117条（罰則）

同法第122条（両罰規定）

刑法第60条

3 事件の概要

被疑者Bは被疑会社Aの取締役としてエレベーターの設計と販売を行う者であり、被疑者Dは被疑会社Cの事業全般の統括管理を行う者であるが、被疑者B及び被疑者Dは、あらかじめ大阪労働局長の製造許可を受けることなく、令和4年7月20日から同月21日までの間、埼玉県草加市に所在する受注先工場において、積載荷重1.3トンのエレベーターの製造を共同で行ったものである。

4 参考事項

- (1) 積載荷重1トン以上のエレベーター(特定機械)を製造しようとする者は、あらかじめ各都道府県労働局長の許可を受けなければならないが、被疑会社A及び被疑会社Cは共同で同許可を受けずに積載荷重1.3トンのエレベーターを製造していたものである。
- (2) 適用法条文は別紙のとおり。

適用法条文

労働安全衛生法第37条第1項（製造の許可）

特に危険な作業を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

労働安全衛生法施行令第1条第9号（定義）

この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（一号から八号省略）

九 簡易リフト

エレベーター（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第五号までに掲げる事業の事業場に設置されるものに限るものとし、せり上げ装置、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公用の用に供されるものを除く。以下同じ。）のうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が一平方メートル以下又はその天井の高さが一・二メートル以下のもの（次号の建設用リフトを除く。）をいう。

（十号及び十一号省略）

労働安全衛生法別表第一（第三十七条関係）

（一号から五号省略）

六 エレベーター

（七号及び八号省略）

労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号（特定機械等）

法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

（一号から五号省略）

六 積載荷重（エレベーター（簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。）、簡易用リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。）が一トン以上のエレベーター

（七号及び八号省略）

クレーン等安全規則第138条第1項（製造許可）

エレベーター（令第十二条第一項第六号のエレベーターに限る。以下本条から第百四十四条まで、第百四十七条及び第百四十八条並びにこの章第四節及び第五節において同じ。）を製造しようとする者は、その製造しようとするエレベーターについて、あらかじめ所轄都道府県労働局長の許可を得なければならない。ただし、すでに当該許可を受けているエレベーターと型式が同一であるエレベーター（次条において「許可型式エレベーター」という。）については、この限りでない。

労働安全衛生法第117条（罰則）

第三十七条第一項（中略）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

同法第122条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

刑法第60条（共同正犯）

二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。